

災害時の指定・法定期間延長に関し特許法等にある救済規定と特別措置法との違い

平成 28 年度特許制度運用協議委員会

担当副会長：齋藤 美晴， 委員長：大西 秀和，
副委員長：須藤 晃伸， 副委員長：清水 正憲

要 約

平成 28 年（2016 年）4 月 14 日、16 日に発生した熊本地震では大きな被害が発生し、特許庁は特許法、実用新案法、意匠法、商標法等（以下、「特許法等」という。）中の一部の権利期間の延長対策をとる一方、政府においても所謂「特定非常災害特別措置法」（以下、「特別措置法」という。）を適用して種々の権利満了日の延長対策を講じました。

しかし、期間徒過後の権利が適切なものとして認められる対象権利およびその延長期間は、特許法等にある救済規定と特別措置法の適用とは色々と異なります。

そこで、対象権利と延長期間等について、特許法等にある救済規定と特別措置法の適用とに分けて注意点を解説するとともに、特許庁からの書類発送停止、災害時以外の一般的な権利延長権利について解説し、今後の参考に供します。

なお、本稿は先の熊本地震発生に対応する取扱い事例を考察したもので、今後の災害等にそのまま適用されるとは限りませんが、十分参考になると考えられます。

目次

1. 特許法等にある救済規定と特別措置法の適用との違い
 - (1) 対象者の違い
 - (2) 対象権利の違い
 - (3) 開始時期のずれ
 - (4) 延長期間の違い
 - (5) 権利書類の記載上の違い
 - a. 特許法等にある救済規定
 - b. 特別措置法の適用
2. 主要な権利種類毎の注意点（指定期間）
 - (1) 拒絶理由通知に対する意見書
 - (2) 補正指令に対する権利補正書等
3. 主要な権利種類毎の注意点（法定期間）
 - (1) パターンⅠ
 - a. 権利例 1 出願審査請求
 - b. 権利例 2 新規性喪失の例外適用
 - c. 権利例 3 その他の権利
 - (2) パターンⅡ
 - a. 権利例 4 パリ条約の例による優先権主張
 - b. 権利例 5 その他の権利
 - (3) パターンⅢ
4. 特許庁からの書類発送の停止
5. 災害等に関係しない権利延長
 - (1) 一般的な権利延長権利
 - (2) 正当な理由、責めに帰せない理由による権利延長

1. 特許法等にある救済規定と特別措置法の適用との違い

(1) 対象者の違い

対象者は、特許法等にある救済規定と特別措置法の適用とで大差はなく、災害を受けて権利ができない者ですが、被災地域に限定されるようです。特許庁への権利において出願人、代理人又は申請者が複数いてその一部が該当する場合や、拒絶理由に対する補正書や意見書等では発明者等が被災者の場合も権利延長を受けられると考えられます。

(2) 対象権利の違い

特許法等にある救済規定で延長される権利と、特別措置法に基づき延長される権利とは、本稿最後に掲載した「別表」のように大きな違いがあります。なお、「別表」は特許庁の公開資料に基づき著者が編集し直したものです。

例えば、拒絶理由通知に対する意見書の提出期間（指定期間）は特許庁の指定する期間ですが、同じ拒絶理由通知に対する権利補正書の提出期間（法定期間）は特別措置法の扱いになります。

しかも、特許法等にある救済規定では、期間を徒過した手続でも有効なものとして扱うのに対し、特別措置法では期間満了日を延長する扱いとなる違いがありますが、本稿ではいずれも期間延長として扱います。

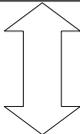
また、本稿では、指定期間の延長のみならず、法定期間の延長のうち特別措置法の適用がなくとも期間延長がなされるものを特許法等にある救済規定として扱います。

簡潔に言えば、特許法等の条文上、手続ができなかったことについて「正当な理由により」とか「責めに帰することができない理由により」とある法定期間の救済規定を、特許庁が法を適用して認めたものです。

これらについては後述する「2.」と「3.」で具体的に言及します。

(3) 開始時期のずれ

先の熊本地震では、特許庁が平成28年4月15日に取扱いを開始していますが、特別措置法は同年5月2日に政令によってその取扱い指定が発表されており、種々の理由から特別措置法での取扱いが遅れます。先の東日本大震災でも同様でした。特別措置法の適用や扱いが開始されるまでの空白期間に注意が必要です。

H28.4.14	熊本地震発生		
H28.4.15	特許法等救済措置の発表	別表の指定期間及び特許法等にある救済規定の対象手続につき期間延長扱い開始	
			別表の特別措置法扱いの法定期間は個別に庁へ相談
H28.5.2	熊本地震を政令で特別措置法指定		別表の特別措置法扱いの法定期間満了日の延長開始

そのため、特許法等にある救済規定の対象にならないが特別措置法の対象手続である主要な法定期間、例えば拒絶理由通知に対する手続補正や出願変更等の期間延長については、これらが特別措置法の適用対象になるか不確定の間は、手続者が個別に特許庁へ相談する必要があります。

なお、災害が発生してから特別措置法が適用されるまでの間に期間満了が到来した手続についても、遡して適用されると考えられます。

(4) 延長期間の違い

特許法等にある救済規定の対象手続は、「別表」にあるように手続毎に延長期間が異なります。①手続が可能になってから14日以内（所定期間経過後6月以内）、②手続が可能になってから2月以内（所定期間経過後1年以内）、③優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月以内、④手続が可能になった後できるだけ速やかに（所定期間経過後6月以内）等があります。

一方、特別措置法の対象手続の満了期間は、一律に政令で定める日（最大6月）まで延長されます。熊本地震では平成28年9月30日までとなりました。

(5) 手続書類の記載上の違い

a. 特許法等にある救済規定

適用を受けるためには、地震等の被害を受けて手続ができなかった事情を説明する文書の添付が必要です。詳細は特許庁のホームページを参照ください。

b. 特別措置法の適用

適用を受けるための個別の手続は不要です。災害等により影響を受けた手続について、手続書類に【その他】の欄を設け、手続できなかった理由を記載します。

詳細は特許庁のホームページをご参照ください。手続できなかった理由を上申書に記載して提出することも可能です。

「記載例」

【その他】

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第3項の規定による申出

申出の理由 平成〇〇年（20〇〇年）〇〇地震等により、〇〇県□□市△△に本社を置く出願人「株式会社〇〇〇〇」が被災し、社屋が半壊したため業務が継続することができず、手続をすることができなかったため、□□手続に係る期間を延長してください。

2. 主要な手続種類毎の注意点（指定期間）

(1) 拒絶理由通知に対する意見書

審査官が起案した拒絶理由通知書には、意見書を提出できる期間が記載されています。この期間は指定期間であり（特許法第50条、意匠法第19条、商標法第15条の2）、国内居住者については特許は原則60日、意匠及び商標は原則40日、在外者については特許、意

匠及び商標のいずれも原則3月を指定することが方式審査便覧04.10には記載されています。

被災により指定期間内に意見書を提出できない場合、運用により指定期間経過後の意見書提出が認められる場合があります。以下、法域毎に手続を説明します。

a. 特許出願

(ア) 指定期間内に延長手続を行う場合

審査段階で指定期間内に延長手続を行う場合は平時と同様であり、期間延長請求書を提出することで指定期間を2月延長することができます。在外者は2通目の期間延長請求書を提出することで更に1月(最大3月)延長することができます。請求のための合理的理由は不要で、手数料は1通につき2,100円です。

なお、審判段階(前置審査含む)では、対比実験データの取得や在外者である出願人のための翻訳といった理由がなければ期間延長請求を行うことができませんので、後述の(イ)②の手続を行うこととなります。審決が出されるおそれがある場合には、電話や上申書で個別の事情を上申することが望ましいです。

(イ) 指定期間経過後に手続を行う場合

審査段階で指定期間経過後に手続を行う場合は、①指定期間経過後の期間延長請求(特許法第5条第3項)を行うか、②被災に伴う特許法等の救済規定によって有効な手続としてもらうための手続を行います。

①は平時と同様で、期間延長請求書を提出することで指定期間を2月延長することができます。請求のための合理的理由は不要で、手数料は51,000円です。指定期間内の期間延長請求と異なり、出願人が在外者であっても2通目の期間延長請求書を提出することはできません。なお、(ア)の期間延長請求手続を行っている場合には、①の手続を重ねて行うことはできません。

②は、手続が可能となり次第速やかに上記の事情を説明する文書を添付して手続を行います。②の手続を行うに際し、手数料は発生しません。熊本地震の際には、必要と認められる場合、指定期間の徒過後に意見書が提出されても有効な手続として取り扱うとの方針が示されました。ただし、法定期間である手続補正書の提出期間は適用対象外となるため、特別措置法が適用されない場合は審査官に個別相談が必要となる点は注意が必要です。熊本地震では、特

別措置法により手続補正書の提出期間も平成28年9月30日まで期間延長されたため、審査官への個別相談は不要となりました。

なお、審判段階(前置審査含む)では、①の手続を行うことはできず、②の手続のみが可能です。

b. 意匠登録出願

意匠登録出願では、審査段階・審判段階を通じ、出願人が在外者であるといった理由がなければ期間延長請求を行うことができません。従って、被災が理由で指定期間内に手続を行うことができない場合には、上記(イ)②の手続を行うこととなります。査定・審決が出されるおそれがある場合には、電話や上申書で個別の事情を上申することが望ましいです。

c. 商標登録出願

(ア) 指定期間内に延長手続を行う場合

審査段階で指定期間内に延長手続を行う場合は平時と同様であり、期間延長請求書を提出することで指定期間を1月延長することができます。請求のための合理的理由は不要で、手数料は2,100円です。

なお、審判段階では、出願人が在外者であるといった理由がなければ期間延長請求を行うことができませんので、上記(イ)②の手続を行うこととなります。審決が出されるおそれがある場合には、電話や上申書で個別の事情を上申することが望ましいです。

(イ) 指定期間経過後に手続を行う場合

審査段階で指定期間経過後に手続を行う場合は、①運用で認められている指定期間経過後の期間延長請求(商標法第77条第1項で準用する特許法第5条第3項)を行うか、②特許法等の救済規定により有効な手続としてもらうための手続を行います。

①は平時と同様で、期間延長請求書を提出することで指定期間を2月延長することができます。請求のための合理的理由は不要で、手数料は4,200円です。特許と異なり、(ア)の期間延長請求手続を行っている場合でも、①の手続を重ねて行うことが可能です(最大3月の延長が可能)。

②は、手続が可能となり次第速やかに上記の事情を説明する文書を添付して手続を行います。熊本地震の際には、必要と認められる場合、指定期間の徒過後に意見書が提出されても有効な手続として取り扱うとの方針が示されました。

なお、審判段階では、①の手続を行うことはできず、②の手続のみが可能です。

(2) 補正指令に対する手続補正書等

手続補正指令書や却下理由通知書等の書面には、手続補正書や弁明書等を提出できる期間（指定期間）が記載されています。指定期間内に所定の書面の提出が求められる主要な手続は方式審査便覧 04.09 に記載されています。これらの手続についても、被災が理由で指定期間内に手続を行うことができない場合には、上記(イ)②の手続を行うこととなります。

3. 主要な手続種類毎の注意点（法定期間）

前述のとおり、特別措置法が適用される災害に遭遇し、その結果として法定期間内に手続できなかったときは、(ア)特許法等に救済規定がある場合と、(イ)特別措置法に基づき期間の満了日が延長される場合があります。

手続の種類により、(ア)及び(イ)の両方が認められる手続（以下、「パターンⅠ」という。）、(ア)のみが認められる手続（以下、「パターンⅡ」という。）、そして(イ)のみが認められる手続（以下、「パターンⅢ」という。）の3パターンがあります。

なお、パターンⅠに該当する場合、つまり(ア)及び(イ)の両方が認められる場合（例：出願審査請求）でも、(ア)と(イ)とでは根拠法令が異なるため、両者は別個の手続であると考えする必要があります。

パターンⅠ	(ア) 特許法等の救済規定の適用及び (イ) 特別措置法の適用
パターンⅡ	(ア) 特許法等の救済規定の適用のみ
パターンⅢ	(イ) 特別措置法の適用のみ

以下、いくつかの手続をパターンごとに分けて説明しますが、ある手続がどのパターンに属し、どのような救済を受けることができるのかを認識しておく必要があります。

(1) パターンⅠ

a. 手続例 1 出願審査請求（特許法第 48 条の 3 関係）

特許出願の日から 3 年以内に出願審査請求をする必要があります（同条第 1 項）。また、分割出願等の場合は、特許出願の日から 3 年経過後であっても、分割出願等の日から 30 日以内であれば、出願審査請求を行うことが可能です（同条第 2 項）。そして、同条第 1 項又は第 2 項に定める期間内に出願

審査請求がされない場合は、特許出願は取り下げられたものとみなされます（同条第 4 項）。

(ア) 特許法等に規定がある救済手続

取り下げられたものとみなされた特許出願であっても、出願人は出願審査請求をできなかったことについて正当な理由があれば、その理由がなくなった日から 2 月以内で、かつ期間の経過後 1 年以内に出願審査請求を行うことができます（同条第 6 項、別表参照）。

(イ) 特別措置法に基づき期間の満了日の延長される手続

特別措置法に基づき、同条第 1 項又は第 2 項に定める手続については、期間の満了日が政令で定めた延長期日（熊本地震の場合は平成 28 年 9 月 30 日）まで延長されます。期間の満了日が延長されることにより、政令で定めた延長期日までは出願審査請求を行うことが可能です。

b. 手続例 2 新規性喪失の例外適用（特許法第 30 条関係）

発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるためには、新規性を喪失した日から 6 月以内に特許出願し、「その旨を記載した書面」を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ「証明書」を特許出願の日から 30 日以内に提出する必要があります（同条第 3 項）。なお、「その旨を記載した書面」の提出については、特許願に【特記事項】の欄を設け、「特許法第 30 条第 2 項の規定の適用を受けようとする特許出願」と記載するのが通常です。

(ア) 特許法等に規定がある救済手続

同条第 4 項には「証明書」の提出についての救済規定が設けられており、責めに帰することが出来ない理由があれば、その理由がなくなった日から 14 日（在外者は 2 月）以内で、かつ期間の経過後 6 月以内に「証明書」を提出することが可能です。別表のように熊本地震では自動的に認められました。

しかし、救済規定は「証明書」の提出に限定されているため、新規性を喪失した日から 6 月以内に特許出願できなかった場合や、特許出願と同時に「その旨を記載した書面」を提出できなかった場合は、新規性喪失の例外適用を受けることはできません。

(イ) 特別措置法に基づき期間の満了日の延長される手続

特別措置法に基づき、同条第 3 項に定める手続については、期間の満了日が政令で定めた延長期日（熊本

地震の場合は平成 28 年 9 月 30 日) まで延長されま
す。そのため、「証明書」を特許出願の日から 30 日以
内に提出できなかった場合であっても、政令で定めた
延長期日までは「証明書」を提出することが可能です。

なお、特別措置法に基づき、同条第 1 項又は第 2 項
に定める手続についても、期間の満了日が政令で定め
た延長期日まで延長されるので、新規性を喪失した日
から 6 月以内に特許出願できなかった場合や、特許出
願と同時に「その旨を記載した書面」を提出できな
かった場合についても、政令で定めた延長期日までは
手続をすることが可能です(この点については、後述
のパターンⅢに該当します)。

c. 手続例 3 その他の手続

上記手続の他に、出願の分割(同法第 44 条関係等)、
出願の変更(同法第 46 条関係等)、外国語書面出願の
翻訳文の提出(同法第 36 条の 2 関係)、外国語特許出
願の翻訳文の提出(同法第 184 条の 4 関係等)、拒絶不
服審判の請求(同法 121 条関係等)、再審の請求(同法
第 173 条関係等)、特許料等の納付(同法 108 条関係
等)、出願審査請求料の返還請求(同法第 195 条関係
等)、既納の特許料等の返還請求(同法 111 条関係等)、
特許権の存続期間の延長登録出願(同法第 67 条の 2
関係)、国内優先権主張(同法第 41 条関係等)、補正却
下決定不服審判の請求(意匠法第 47 条関係等)、そし
て商標権の存続期間の更新登録の申請(商標法第 20
条、第 21 条関係)等の手続も、このパターンⅠに分類
できます。

(2) パターンⅡ

a. 手続例 4 パリ条約の例による優先権主張(特 許法 43 条の 2 関係)

パリ条約第 4 条 D (1) の規定により特許出願につ
いて優先権を主張しようとする者は、同条 C (1) に規
定する優先期間(12 月)内に優先権の主張を伴う特許
出願をする必要があります。

優先期間内に優先権の主張を伴う特許出願をするこ
とができなかった場合でも、特許出願ができなかった
ことにつき正当な理由があれば、優先期間の経過後 2
月以内に優先権の主張を伴う特許出願をすることがで
きます(同条第 1 項、同法施行規則第 27 条の 4 の 2 第
2 項)。

このパリ条約の例による優先権主張については、条
約に定めのある手続であるがゆえに、特別措置法に基

づく期間の満了日の延長は認められておらず、優先期
間の経過後 2 月以内でなければ、優先権の主張を伴う
特許出願を行うことはできません。

なお、優先権証明書の提出については、特許法によ
る救済(同法第 43 条第 8 項)だけでなく、特別措置法
に基づく期間の満了日の延長も認められています(こ
の点については、前述のパターンⅠに該当します)。

また、優先権主張書(優先権主張の基礎となる出願
に係る出願国名及び出願年月日を記載した書面)につ
いては、優先日から 1 年 4 月以内に提出する必要があります(同法第 43 条 1 項、同法施行規則第 27 条の 4
の 2 第 3 項)。

優先権主張書の提出については、特許法には救済規
定はありませんが、特別措置法に基づき期間の満了日
が延長されるため、政令で定めた延長期日までに提出
することが可能になります(この点については、後述
のパターンⅢに該当します)。

b. 手続例 5 その他の手続

上記のバリ条約の例による優先権主張以外に、特許
料等及び割増特許料等の追納(同法第 112 条の 2 第 1
項等)又は同法第 67 条の 2 の 2 第 1 項の規定による
書面の提出(同法第 67 条の 2 の 2 第 4 項)といった第
三者の利益を過度に損なうおそれがある手続や、国際
特許出願における在外者の特許管理人の選任(同法第
184 条の 11 第 6 項)、国際特許出願における発明の新
規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提
出(同法施行規則第 38 条の 6 の 3)、特許協力条約に
基づく国際出願に係る優先権主張(国際出願法施行規
則第 28 条の 3 第 1 項)、そして国際登録の取消後の商
標登録出願(商標法第 68 条の 32 第 6 項)等の条約に
定めのある手続も、このパターンⅡに分類できます。

(3) パターンⅢ

このパターンⅢの手続は、手続例 2 の新規性の喪失
の例外適用出願や手続例 4 の優先権主張書のように、
特許法上には救済規定はないものの、特別措置法に基
づく期間の満了日の延長が認められ、政令で定めた延
長期日までは手続をすることが可能です。

国内優先権主張の取下(特許法第 42 条第 2 項等)、
明細書等の訂正の請求(同法第 120 条の 5 第 2 項等)、
国内書面の提出(同法第 184 条の 5 第 1 項等)、補正却
下決定後の新出願(意匠法第 17 条の 3 第 1 項等)等
が、このパターンⅢに分類できます。

以上の主要な手続毎の対応を、参考までに場合分けしてフローチャートで示すと、次のようになります。

4. 特許庁からの書類発送の停止

災害等が発生した場合、特許庁は同庁からの処分書類（例えば拒絶理由通知、査定謄本その他）の発送（オンライン及び郵送）を一時的に停止してくれる場合があります。

そのため、出願人又は代理人は、災害によってオンライン発送や郵便による発送を受けるのが困難な場合、特許庁へ個別に相談することをお勧めします。原則、出願人や代理人が扱う案件全てが対象のようです。

熊本地震では発送の一時的停止の申し出はなかったようですが、東日本大震災では申し出があったようです。

特許制度運用協議委員会では、災害が発生した場合の発送停止に関して常に特許庁と連絡を取り、必要に応じて被災地域の会員へ周知しています。

もっとも、発送の一時的停止を申し出ると、延長期間の末日が一度に重なり易く、却って事務処理が混乱しますから、発送停止の申し出は慎重に考えた方が賢明です。日頃から複数箇所でもオンライン発送を受けられる体制作りの方が大切です。

5. 災害等に関係しない期間延長

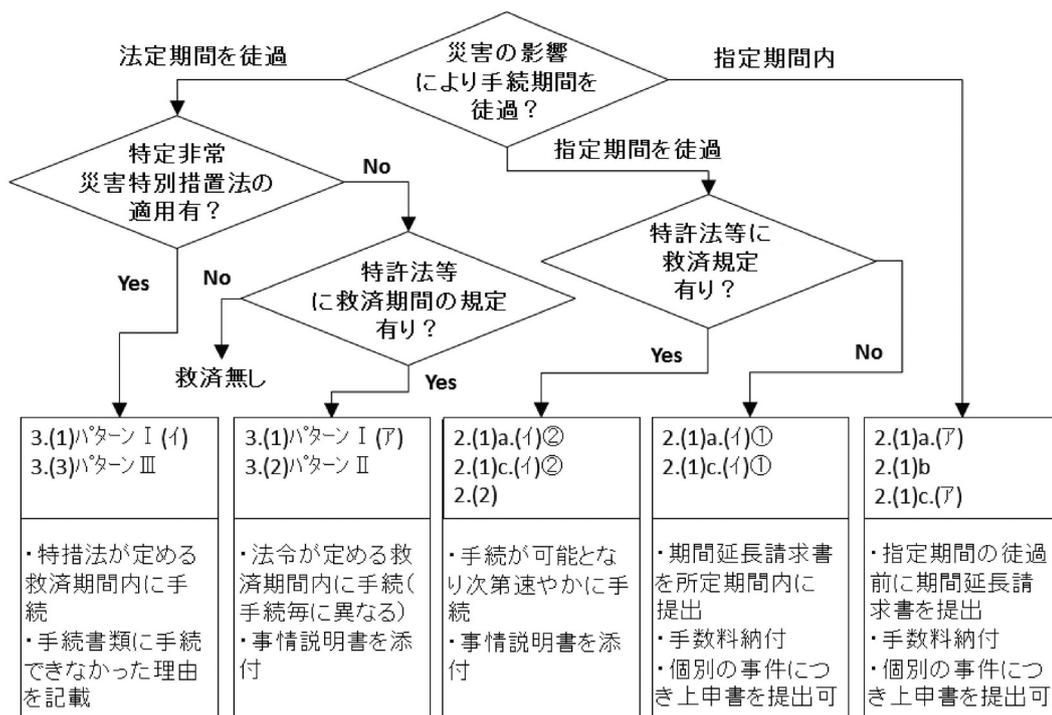
(1) 一般的な期間延長手続

前述の2.でも取り上げましたが、平成27年法改正により、特許法及び商標法については、指定期間経過後であっても延長請求が認められるようになりました（特許法第5条第3項、商標法第77条第1項で準用する特許法第5条第3項）。しかし、期間経過後の延長請求が認められる経済産業省令で定める指定期間には、特許庁長官又は審査官が指定する期間に限定されており、審判官が指定する期間は含まれていない点（特許法施行規則第4条の2第5項）に留意する必要があります。さらに、特許庁長官又は審査官が指定する期間であっても、特許権の存続期間延長登録出願や審判に関する手続に関する指定期間については対象外である点にも留意する必要があります。

また、意匠法については、特許法第5条第3項が準用されていないため、指定期間経過後の延長請求は一切認められていない点にも留意しなければいけません。

(2) 正当な理由、責めに帰せない理由による期間延長

法定期間に関して特許法等に規定がある救済手続は、上述した災害等による被害を受けた場合だけでなく、その理由が「正当な理由」もしくは「責めに帰すことができない理由」に該当すれば受けることができま



す。求められる理由は、救済を受ける手続により異なります。例えば、「責めに帰すことができない理由」で救済される手続には、発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出(同法第30条第4項等)、パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書の提出(同法第43条第8項)、特許出願の分割(同法第44条第7項)等があります。

「責めに帰すことができない理由」とは、「天災地変のような客観的な理由にもとづいて手続をすることができない場合」のほか、「通常の注意力を有する当事者が通常期待される注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる事由」をいうものと解されています。

一方、「正当な理由」で救済される手続には、外国語書面出願の翻訳文の提出(同法第36条の2第6項)、出願審査の請求(同法第48条の3第5項)、パリ条約の例による優先権主張(同法第43条の2第1項)等があります。

「正当な理由」は「責めに帰すことができない理由」より緩やかな要件であり、期間徒過後の救済規定に係るガイドラインには、期間内に手続をすることが求められる当事者が、状況に応じて必要とされるしかるべき措置(以下、「相応の措置」という。)を講じていたか否かによって判断される旨記載されています。相応の措置を講じていたといえる場合は、当事者の過失の有無にかかわらず、「正当な理由」があると判断されます。

「正当な理由」か「責めに帰すことができない理由」かによらず、法定期間に関して救済を受けるためには、救済手続期間内に回復理由書(もしくは上申書)を提出する必要があります。救済が認められるか否かの判

断は回復理由書等に記載の内容に基づき行われますので、回復理由書等には「正当な理由」もしくは「責めに帰すことができない理由」に該当することを具体的かつ十分に記載することが求められます。また、回復理由書等の提出と合わせて、回復理由書等に記載した事実を裏付ける証拠書類を提出する必要もあります。証拠書類の例としては、災害に係る罹災証明書等の公的な証明書があります。

参考文献

- (1)特許庁「平成28年(2016年)熊本地震により影響を受けた手続の取り扱いについて」(平成28年4月15日)
- (2)特許庁「特定非常災害特別措置法第3条第3項に基づく平成28年(2016年)熊本地震により影響を受けた手続の延長について」(平成28年5月2日)
- (3)特許庁「期間徒過後の救済規定に係るガイドラインについてのQ&A」(平成28年4月)
- (4)防災マニュアルの簡易版(平成27年:日本弁理士会防災会議)
- (5)弁理士の防災マニュアル(平成27年:日本弁理士会防災会議)

「別表」

「別表」は、特許庁が平成28年4月15日および同年5月2日に発表した資料を筆者が編集し直したものです。一部の根拠条文は省略しています。特別措置法における延長期日は、特定非常災害発生日から起算して6月を超えない範囲において政令で定める日、すなわち平成28年9月30日です。なお、別表にない手続については、特許庁へお問い合わせください。

(原稿受領 2016. 12. 6)

平成 28 年熊本地震発生に伴う指定・法定期間の取り扱い (特許法等にある救済規定と特別措置法の適用との差異)			
指定/ 法定	手 続 名 (根拠条文, 一部省略あり)	特許法等の救済規定適用 (H28.4.15)	特別措置法の適用 (H28.5.2)
指定	拒絶理由通知に対する意見書 (特 50 条)	手続可能後速に	
指定	補正指令に基づく手続補正書 (特 17 条 3 項)	手続可能後速に	
法定	明細書等の補正 (特 17 条 1 項, 17 条の 2 第 1 項, 17 条の 3 第 1 項, 実, 意, 商)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	訂正に係る明細書等の補正 (特 17 条の 5)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	分割出願 (特 44 条 1 項, 実)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	変更出願 (特 46 条 1 項, 46 条 2 項, 3 項, 実, 意, 商)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	特許出願の分割 (特 44 条 7 項)	手続可能後 14 日以内 (在外者 2 月以内), 所定期間経過後 6 月以内	
法定	実用新案登録に基づく特許出願 (特 46 条の 2 第 1 項)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	実用新案登録出願又は意匠登録出願から特許出願への変更 (特 46 条 5 項)	手続可能後 14 日以内 (在外者 2 月以内), 所定期間経過後 6 月以内	
法定	実用新案登録に基づく特許出願 (特 46 条の 2 第 3 項)	手続可能後 14 日以内 (在外者 2 月以内), 所定期間経過後 6 月以内	
法定	出願審査の請求 (特 48 条の 3 第 1 項, 2 項)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	出願審査の請求 (特 48 条の 3 第 5 項)	手続可能後 2 月以内, 所定期間経過後 1 年以内	
法定	異議申立理由の補正 (特 115 条 2 項, 商)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	拒絶査定不服審判の請求 (特 121 条 1 項, 意, 商)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	拒絶不服審判の請求 (特 121 条 2 項, 意 46 条 2 項, 商 44 条 第 2 項)	手続可能後 14 日以内 (在外者 2 月以内), 所定期間経過後 6 月以内	
法定	審判請求の取下げ (実 39 条の 2 第 3 項, 第 4 項)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	確定審決に対する再審の請求 (特 173 条 1 項, 実, 意, 商)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	再審の請求 (特 173 条 2 項)	手続可能後 14 日以内 (在外者 2 月以内), 所定期間経過後 6 月以内	
法定	特許料等の納付 (特 108 条 1 項, 2 項, 実, 意, 商)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	特許料の納付 (特 108 条 4 項, 実 32 条 4 項, 意 43 条 4 項, 商 41 条 4 項, 41 条の 2 第 4 項, 65 条の 8 第 5 項)	手続可能後 14 日以内 (在外者 2 月以内), 所定期間経過後 6 月以内	
法定	既納の特許料等の返還請求 (特 111 条 1 項, 2 項, 実, 意, 商)		H28 年 9 月 30 日まで (6 月)
法定	既納の特許料の返還請求 (特 111 条 3 項, 実 34 条 3 項, 商 42 条 3 項, 商 65 の 10 第 3 項)	手続可能後 14 日以内 (在外者 2 月以内), 所定期間経過後 6 月以内	

災害時の指定・法定期間延長に関し特許法等にある救済規定と特別措置法との違い

法定	特許料及び割増特許料の追納（特 112 条の 2 第 1 項，実 33 条の 2 第 1 項，意 44 条の 2 第 1 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 1 年以内	
法定	特許権の存続期間の延長登録の出願（特 67 条の 2）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	特許権の存続期間の延長登録出願（特 67 条の 2 第 3 項，特施令 3 条但し書き）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 9 月以内	
法定	特許法第 67 条の 2 の 2 第 1 項の規定による書面の提出（特 67 条の 2 の 2 第 4 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 1 月以内），所定期間経過後 2 月以内	
法定	新規性の喪失の例外適用出願（特 30 条 1 項，2 項，実，意）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	新規性の喪失の例外適用である旨の証明書の提出（特 30 条 3 項，実，意）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特 30 条 4 項，意 4 条 4 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	国内優先権主張（特 41 条 1 項，実 8 条 1 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	優先権主張書の提出（特 41 条 1 項，43 条の 3 第 1 項，実 8 条 4 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	優先権主張書の補正（特 17 条の 4）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	特許出願等に基づく優先権主張（特 41 条 1 項 1 号括弧書，実 8 条 1 項 1 号括弧書）	優先権主張出願できる期間の経過後 2 月以内	
法定	国内優先権主張の取下（特 42 条第 2 項，実 9 条 2 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	パリ条約に基づく優先権主張の証明書の提出（特 43 条 2 項，7 項，44 条 3 項，46 条 6 項，46 条の 2 第 5 項，実，意，商）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	優先権証明書に記載されている事項を電磁的方法により交換するための書面の提出（特 43 条 5 項，7 項，実）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	パリ条約による優先権主張に係る優先権証明書の提出（特 43 条 8 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	パリ条約の例による優先権主張（特 43 条の 2 第 1 項）	優先権主張出願できる期間の経過後 2 月以内	
法定	明細書等の訂正の請求（特 120 条の 5 第 2 項，134 条の 2 第 1 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	明細書等の訂正（実 14 条の 2 第 1 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	訂正の請求の申立（特 134 条の 3 第 1 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	補正却下決定後の新出願（意 17 条の 3 第 1 項，商）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	補正却下決定不服審判の請求（意 47 条第 1 項，商）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	補正却下決定不服審判の請求（意 47 条 2 項で準用する意 46 条 2 項，商 45 条 2 項で準用する商 44 条 2 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	外国語でされた国際出願の翻訳文の提出（特 184 条の 4 第 1 項，実）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	外国語特許出願の翻訳文の提出（特 184 条の 4 第 4 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 1 年以内	
法定	外国語書面出願等の翻訳文の提出（特 36 条の 2 第 2 項，4 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）

法定	外国語書面出願の翻訳文の提出（特 36 条の 2 第 6 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 1 年以内	
法定	国内書面の提出（特 184 条の 5 第 1 項，実）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	国際特許出願における在外者の特許管理人の選任（特 184 条の 11 第 6 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 1 年以内	
法定	国際特許出願における発明の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（特施規 38 条の 6 の 3）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 7 月以内	
法定	国際特許出願又は特許法第 184 条の 20 第 1 項の申出をする場合におけるパリ条約による優先権主張に係る優先権書類の提出（特施規 38 条の 14 第 1 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	国際意匠登録出願における意匠の新規性喪失の例外規定の適用を受けるための証明書の提出（意施規 1 条の 2）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 7 月以内	
法定	特許協力条約に基づく国際出願に係る優先権主張（国際出願法施規 28 条の 3 第 1 項）	優先権主張出願できる期間の経過後 2 月以内	
法定	特許協力条約に基づく国際出願の手続に係る書面の提出（国際出願法施規 73 条の 3 第 1 項）	手続可能後速に，所定期間経過後 6 月以内	
法定	実用新案登録の明細書等の訂正（実 14 条の 2 第 6 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	実用新案登録無効審判請求の取下げ（実 39 条の 2 第 5 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	外国語実用新案登録出願の翻訳文の提出（実 48 条の 4 第 4 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 1 年以内	
法定	意匠法第 60 条の 6 第 1 項の規定により意匠登録出願とみなされた国際出願（国際意匠出願）に係る個別指定手数料の返還請求（意 60 条の 22 第 3 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	商標権の存続期間の更新登録の申請（商 20 条 2 項）		H28 年 9 月 30 日まで（6 月）
法定	商標権の存続期間の更新登録の申請（商 21 条 1 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 6 月以内	
法定	後期分割登録料及び割増登録料の追納（商 41 の 3 第 1 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 6 月以内	
法定	防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願（商 65 条の 3 第 3 項）	手続可能後 2 月以内，所定期間経過後 6 月以内	
法定	商標出願時の特例の規定による証明書の提出（商 9 条 4 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	国際登録の取消し後の商標登録出願（商 68 条の 32 第 6 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	
法定	マドリッド協定議定書の廃棄後の商標登録出願（商 68 条の 33 第 2 項で準用する商 68 条の 32 第 6 項）	手続可能後 14 日以内（在外者 2 月以内），所定期間経過後 6 月以内	

法定	書換登録の申請（商附則3条3項）	手続可能後2月以内、所定期間経過後6月以内	
法定	出願審査請求料の返還請求（特195条9項、10項）		H28年9月30日まで（6月）
法定	出願審査の請求の手数料又は過誤納の手数料の返還請求（特195条13項、実54条の2第12項、意67条9項、商76条9項）	手続可能後14日以内（在外者2月以内）、所定期間経過後6月以内	
法定	手数料の返還請求（特195条11項、12項、実、意、商）		H28年9月30日まで（6月）
法定	磁気ディスクへの記録の求め（特例法7条1項、同施規則31条）		H28年9月30日まで（6月）
法定	残余の額の返還（特例法15条3項、4項）		H28年9月30日まで（6月）
法定	参加申請の取下げに係る参加申請手数料の返還（実54条の2第6項）	手続可能後14日以内（在外者2月以内）、所定期間経過後6月以内	

書籍紹介



判 型：A5判
 頁 数：468ページ
 定 価：¥5,616（税込）
 ISBN：978-4-322-13021-8
 発売日：2016年8月

実務詳説 特許関係訴訟【第3版】

著者：高部真規子
 出版社：きんざい

本書は、著名な高部真規子知的財産高等裁判所部総括判事による実務詳説書であり、好評につき、第3版が出版されたものである。最高裁判所調査官、東京地裁部総括判事、知財高裁判事を経た後、地方裁判所長を経て、再び知財高裁判事（第4部総括）に就任されたという著者の経歴に相応しく、本書では豊富に判例を引用しつつ、実務上の専門的手続とその裏付けとなる法理論が解説されている。関連する手続法や実体法は勿論のこと、侵害訴訟から審決取消訴訟まで、論説は、まさに総体的かつ網羅的であり、立法の歴史的経緯や基礎理論に関する記述もコンパクトに凝集されていることから、特許関連訴訟に携わる実務家が、特許関係訴訟について理解を深める上で、極めて有益な内容となっている。

より具体的には、本書では、特許侵害訴訟関係に記載されることの多いプロダクト・バイ・プロセスや均等論など、技術的範囲についてのトピック的な判例紹介や論説に留まらず、実務上問題となる訴訟主体、損害立証における計算鑑定、共同不法行為、国際裁判管轄のような論点まで、特許関係訴訟における論点が、実に満遍なく網羅され、また、これらの理解を助ける有益な示唆とともに記載されている。さらに第3版では、近年の知財高裁大合議判決や他の重要判例、法改正等、特許関係訴訟に重要な影響を与えた論点についても網羅されており、特許関係訴訟における最新の状況を知ることができる。

本書は、全ての論点や理論が網羅的に記載されている点でも素晴らしく、特許訴訟についてこれから学ぶ者にとっても極めて優れた書であると思われる。また、技術開発の態様が多様化している現在では、本書に含まれる共同出願違反に関する論点、契約関連訴訟についての論点などは、特許関係訴訟に直接携わる者だけでなく、特許のライフサイクルに関わる全ての者に参考となるであろう。特許関連の実務に携わる実務者に、広く推薦したい。